

●香川県告示第185号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和3年4月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第8号
- 2 指 定 年 月 日 令和3年3月29日
- 3 指定道路の位置 観音寺市柞田町字法泉寺丙1047番の一部、丙1047番2の一部、丙1048番の一部、
丙1048番2の一部及び丙1048番3の一部並びに字山王丙1058番2の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル
延長 57.91メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。